

令和2年度沖縄県はしか（麻しん）抗体検査及びMRワクチン接種委託事業 実施要領
（はしか等輸入感染症特別対策事業）

1 目的

本事業は、国内外からの観光客の増加に伴い持ち込まれ、健康被害や観光産業へ影響を与えるリスクが高い感染症である麻しん対策のため、成人における麻しんの抗体検査費用の一部を助成し、抗体価が低いものに対し予防接種を実施することで社会的免疫を高め、麻しん流行を未然に防ぐことを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 県医師会とは、一般社団法人沖縄県医師会をいう。
- (2) 地区医師会とは、公益社団法人北部地区医師会、一般社団法人中部地区医師会、一般社団法人浦添市医師会、一般社団法人那覇市医師会、一般社団法人南部地区医師会、一般社団法人宮古地区医師会、一般社団法人八重山地区医師会のうち本事業の実施に協力する法人をいう。
- (3) 実施医療機関とは、原則、県医師会又は地区医師会の会員が開設又は管理する医療機関又は健康診断実施医療機関で、本事業に協力し、麻しん抗体検査またはMRワクチン接種を実施する機関をいう。
- (4) 抗体検査とは、麻しんウイルスの抗体検査をいう。
- (5) MRワクチンとは、乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチンをいう。
- (6) 地域保健課とは、沖縄県保健医療部地域保健課をいう。
- (7) 利用者とは、本事業において抗体検査及びMRワクチン接種を希望するものをいう。

3 実施主体等

沖縄県が実施主体となり、県医師会、地区医師会及び医師会に加盟する実施医療機関の協力を得て麻しん抗体検査及びMRワクチン接種を実施する。

4 対象者等

(1) 抗体検査

沖縄県内に居住する昭和44年4月2日から平成11年4月1日までの間に生まれた男女を対象とする。ただし、下記の(ア)及び(ウ)に該当する者を除く。

- (ア) 過去に麻しん抗体検査を受けた記録を保持している者。
- (イ) 昭和44年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で、市町村が実施する風しんの追加的予防対策において風しん抗体検査を受けていない者。
- (ウ) 昭和44年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性のうち、市町村が実施する風しんの追加的予防対策の風しん抗体検査を受けた結果、風しんの抗体価が基準値以下の者。

(2) MRワクチン

沖縄県内に居住する昭和44年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた男女で、麻しんの抗体価が別表2に示した基準値以下であることを証明する書類（医療機関等で実施した麻しん抗体検査の結果が記載されたもの）を提示できる者。ただし、下記の（ア）から（ウ）に該当する者を除く。

（ア）昭和44年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で市町村が実施する風しんの追加的予防対策において風しん抗体検査を行っていない者。

（イ）昭和44年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で市町村が実施する風しんの追加的予防対策において風しんの抗体価が基準値以下の者。

（ウ）予診のみ行いMRワクチンを接種できなかった者。

5 検査の実施

抗体検査及びMRワクチン接種は、実施医療機関に委託して実施する。

6. 実施期間

(1) 地区医師会との契約締結期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、予算執行状況によっては当該契約期間内に事業が終了することがあり得る。事業終了は地域保健課から通知を行う。通知以降に行われた検査等についての支払は原則行わない。

(2) 前項本文の規定にかかわらず、実施医療機関における検査は令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に行うものとし、その分を支払の対象とする。

7. 委託契約

(1) 委託内容は抗体検査及びMRワクチンの接種とする。抗体検査の方法は原則PA法及びEIA法-IgGのみとする。

(2) 実施医療機関は、地区医師会を代理人とした沖縄県との委託契約の権限について、地区医師会へ委任する。

(3) 沖縄県は地区医師会と委託契約を締結する。

8. 委託単価

別表1の範囲内とする。なお、委託単価には、検査結果の通知（再診料）、振込手数料等に要する一切の費用を含むものとする。

9. 実施方法

(1) 対象者への通知は、チラシ、県の広報媒体、ラジオ等にて行う。

(2) 抗体検査・ワクチン接種及び支払い請求事務の委任手続き

(ア)本事業に協力可能な実施医療機関は、所属する地区医師会に委任状（以下「麻しん様式A」とする）を提出する（実施医療機関はコピーを保管する）。実施医療機関が委任状提出後に取り下げを申し出る場合は委任取下げ書（麻しん様式C）を所属する地区医師会に提出する。

(イ)本事業に協力可能な地区医師会は、「麻しん様式A」の原本を保管するとともにその写し及び麻しん抗体検査・MRワクチン実施医療機関一覧表（以下「麻しん様式B」という）を沖縄県地域保健課へ提出する。地区医師会は実施医療機関からの委任状の提出があれば随時受け付けるとともに、実施医療機関に変更があった場合も沖縄県地域保健課へ「麻しん様式B」を更新し、毎月第2・第4金曜日まで再提出する。

(3) 抗体検査

(ア)検査希望者は、事前に実施医療機関に検査予約を行った上で受検する。

(イ)実施医療機関は、検査に当たり、検査希望者に対して「はしか（麻しん）抗体検査を受けましょう！！」（麻しん別紙1）を配布するとともに、「はしか（麻しん）抗体検査申込書・兼結果通知書」（以下「麻しん様式1」という）に必要事項を記入させ、対象者に該当することを確認した上で検査を実施する。

(ウ)抗体検査の方法はPA法及びEIA法-IgGのみとする。

(エ)抗体検査の費用は、委託料（別表1）を差し引き、差額を利用者へ請求する。なお、抗体検査の料金が委託料（補助額）を下回る場合は、その金額を利用者へ補助し、沖縄県へ請求するものとする。

(オ)実施医療機関は、検査結果を「麻しん様式1」に記入し受検者に対して窓口で手渡し又は郵送により通知する。なお、麻しんのPA抗体価が16倍以下またはEIA法-IgGが2.0以下の者に対しては、「MRワクチンを接種してはしか（麻しん）と風しんを予防しよう！」（麻しん別紙2）を併せて手渡し又は郵送し、MRワクチンの補助が受けられることを通知する。

(4) MRワクチンの接種

(ア)MRワクチン接種費用の補助対象者は、抗体価がPA16倍以下の者またはEIA法-IgGが2.0以下の者または別表2に示した検査法で抗体価が基準値以下であることを客観的に証明できる者とする。

(イ)MRワクチンの接種費用は、県が委託料として10,197円（税込）を支払い、原則、利用者へは請求しない。なお、MRワクチンの接種費用が委託料（補助額）を上回る場合は、差額を利用者へ請求し、下回る場合は、実費を沖縄県地域保健課へ請求するものとする。

(ウ)（ア）に該当し、MRワクチン接種を希望する者は、「麻しん様式1」の抗体検査結果が記載されたものまたは、その他の麻しん抗体価を示した検査結果報告書

(以下、「抗体検査結果書」という)を提示する。

(エ)協力医療機関は、MRワクチン接種に当たり、接種希望者に対してMRワクチン（麻しん風しん混合予防接種）説明書（麻しん別紙3）を配布し事前に確認してもらうとともにMRワクチン（麻しん風しん混合予防接種）予診票（麻しん様式4）に必要事項を記入させ、対象者に該当することを確認した上で接種する。

(オ)本事業における補助対象の予防接種はMRワクチンのみとする。

(カ)ワクチン接種後は、「麻しん様式1」の下欄または「抗体検査結果書」に、MRワクチンを接種した年月日及び医療機関名を記載し押印し返還すること。

(キ)MRワクチンの助成を2回以上受けることはできない。

10. 委託料の請求手続き

(1) 実施医療機関は、麻しん抗体検査の結果判明日又はMRワクチン接種を行った翌月5日までに、前月実施分の「はしか（麻しん）抗体検査・MRワクチン接種実績報告書」（以下、「麻しん様式2」という）に「麻しん様式1」と「麻しん様式4」の原本を添えて、所属する地区医師会に提出する。この場合において、月末時点で検査結果が判明していない受検者分については翌月の請求に持ち越すこととする。ただし、受付は2月末日をもって終了し、3月8日までに地区医師会へ請求すること。**3月以降に受付をしたものは支払の対象とならないので注意すること。**

(2) 各地区医師会は、実施医療機関から提出された「麻しん様式2」を取りまとめ、「はしか（麻しん）抗体検査・MRワクチン接種実績報告書」（麻しん様式3）を作成し、「麻しん様式1」と「麻しん様式2」の写し、「麻しん様式4」の原本を添えて翌月10日までに沖縄県地域保健課へ提出すること。（2月実施分については3月15日までに提出すること）

(3) 沖縄県は、請求内容を確認の上適正と認めたときは、請求を受けた日の属する月の翌月の末日までに地区医師会に対し委託料を支払うものとする。

11. 個人情報及びプライバシーの保護

本事業の実施にあたり、個人情報及びプライバシーと人権の保護には十分配慮しなければならない。

12. 関係資料の保存

本事業にかかる関係書類は、沖縄県及び地区医師会において、事業終了後5年間保存する。

13. 予防接種における健康被害の報告及び保証

本事業で実施する予防接種により健康被害が認められた場合は、速やかに地域保健課へ

連絡すること（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用救済制度により対応する）。

14. その他

- (1) この要領に定めのないもの事項については、沖縄県及び地区医師会が協議し別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表1：委託料の単価（円）

| 消費税 | 検査料金（PA法、EIA法-IgG） | | 予防接種 | 地区医師会手数料 |
|-----|--------------------|---------|--------|----------|
| | 医療機関で実施 | 健診機関で実施 | MRワクチン | |
| 10% | 2,500 | 650 | 10,197 | 442 |

別表2：MRワクチン補助対象とする麻疹抗体価の基準値

| 検査法* | 陰性 | MRワクチン補助対象とする基準値 |
|----------|-------|------------------|
| PA法 | 16倍未満 | 16倍以下 |
| EIA法-IgG | 2.0未満 | 2.0以下 |
| HI法 | 8倍未満 | 8倍以下 |
| NT法 | 4倍未満 | 4倍以下 |

*本事業で補助対象とする抗体検査法はPA法及びEIA法-IgGのみであるが、本事業以外の検査で麻疹の抗体検査を実施し、抗体価が基準値以下であることを証明できる書類提示できる場合は、抗体検査を省略しMRワクチン接種の補助対象とする。

様式等（沖縄県地域保健課ホームページに掲載）

| | |
|----------------|--|
| 委任用 | 麻疹様式A： 委任状（実施医療機関用） 麻疹様式B： 麻疹抗体検査及びMRワクチン接種実施医療機関一覧 麻疹様式C： 委任取下げ書（実施医療機関用） |
| 利用者配布 | 麻疹別紙1： 「はしか（麻疹）抗体検査を受けましょう！！」 麻疹別紙2： 「MRワクチンを接種してはしか（麻疹）と風しんを予防しよう！」 麻疹別紙3： MRワクチン（麻疹風しん混合予防接種）説明書 |
| 利用者通知 費用請求用 | 麻疹様式1： はしか（麻疹）抗体検査申込書兼結果通知書 麻疹様式2： はしか（麻疹）抗体検査及びMRワクチン接種実績報告書兼請求書（医療機関・検査センター用） 麻疹様式3： はしか（麻疹）抗体検査及びワクチン接種実績報告書兼請求書（地区医師会用） 麻疹様式4： MRワクチン（麻疹風しん混合予防接種）予診票 |

麻疹抗体検査・MRワクチン補助事業の流れ

